

定 款

一般社団法人青森県保育連合会

一般社団法人青森県保育連合会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人青森県保育連合会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

2 この法人に、次の支部を置く。

- (1) 東青支部
- (2) 津軽南支部
- (3) 三八支部
- (4) 西北五支部
- (5) 上十三支部
- (6) むつ支部

3 支部について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、広く保育に関する県民の理解を深め、保育事業の健全な発展を図るとともに、児童福祉の増進のための活動を通して本県の保育事業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保育に関する調査及び研究事業
 - (2) 保育に従事する職員の保育に関する高度な知識の習得及び技術の向上を図るための研修事業
 - (3) 県民に対する保育所等及び子育てに関する情報提供事業
 - (4) 保育所等に入所している乳幼児等の福祉を図る事業
 - (5) 保育所等の運営についての指導及び助言に関する事業
 - (6) 会員への情報提供及び会員の親睦と福祉に関する事業
 - (7) 保育に関する関係諸団体及び官公庁との連絡調整事業
 - (8) 保育に関する印刷物及び出版物の斡旋事業
 - (9) 保育士等人材確保のための職業紹介に関する事業
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した以下の施設等
ア、認可保育所
イ、認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）
ウ、小規模保育事業
 - (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した上記以外の児童福祉施設等
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 次条から第 10 条までの規定により会員資格を喪失した会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名しようとするときは、当該会員に対し、当該総会の日から 1 週間前までにその旨を通知するとともに、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の会費を 2 年以上納入しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、総会の日時、場所、目的である事項その他必要な事項を記載した書面により、総会の日から 1 週間前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第18条 総会に出席できない正会員は、理事会において定めるところによりあらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、当該正会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選定された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 24名以上36名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長、5名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及びその親族等である理事の合計数は、理事の総数の3分の1以下とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会において別に定めるところにより、その業務執行に係る職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された者の任期については、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 役員については、再任を妨げない。

(役員の解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。

(顧問及び相談役)

第27条 この法人に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長経験者及び学識経験者の中から、理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により、この法人の会議に出席して意見を述べるものとする。
- 4 相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第 6 章 理 事 会

(理事会の設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集しようとするときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対し、理事会の日時、場所、目的である事項その他必要な事項を記載した書面により通知を発しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 常務理事会並びに部会及び委員会

(常務理事会)

- 第34条 この法人に常務理事会を置く。
- 2 常務理事会は、会長、副会長及びすべての常務理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は、次の事項を審議する。
- (1) 理事会に提案する事項
- (2) その他法人の運営に係わる事項のうち会長が特に必要と認めた事項
- 4 常務理事会は、会長が招集する。
- 5 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(部会及び委員会)

- 第35条 この法人に、必要に応じて部会及び委員会を設置することができる。
- 2 部会及び委員会について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

- 第37条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 基本財産として指定寄付された財産
- (2) 総会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

- 第38条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の承認を得て定める。
- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、又は確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

- 第39条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の決議を経て処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 事 務 局

(事務局)

第49条 この法人に、事務局を設置し、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長その他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営について必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は佐藤秀樹、副会長は今俊一、渡邊建道、川口司及び太田功一、常務理事は村上元康、藤田俊彦、林光利、福澤紀子及び畑中ゆかりとする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日をもって事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。